

札幌市立星置中学校 いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)4月3日 改訂

いじめ防止対策委員会

1 いじめ防止基本方針の理念

(1)いじめ防止の基本的考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
(国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より)

(2)いじめ防止基本方針作成にあたって

①基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

②いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置してはいけない。

③学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

④「星置中学校 いじめ防止基本方針」

当然のことながら、その時の実態に合った方針(内容)でなければならない。そのため、年度当初に見直しを行う。場合によっては、年度途中の見直し、改訂を行う。

(3)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法 第2条」平成25年法律第71号)

具体的には以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされたりする
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より)

いじめの解消の判断

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が、満たされている必要がある。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を競ってするものとする。

② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

【国のいじめ防止等のための基本的な方針(最終改定 平成29年3月14日)P30~31】より

2 本校の実態

- * 現在生徒数566名(令和8年4月6日現在)、通常の学級16学級、特別支援学級2学級で、市内では平均的な規模である。校区2校の小学校から入学している。
- * 住宅地が校区の広い範囲を占めており、一軒家や分譲マンションに住む家庭が多い。教育に対する関心は高く、学校に寄せる期待も大きい。またPTAへの加入率も高い。
- * 校区は東西に広く、一部、隣接中学校と選択できる「指定変更区域」がある。今後、数年間、生徒数の大きな変動はないと予想している。
- * 健康面については、家庭での基本的な生活習慣が身に付いており、自己管理能力が高い生徒が多い。家庭に傷病等の連絡を行うと、早急に病院受診を行い、結果を報告するなどの対応が迅速に行われる。
- * 体力面は平均的であるものの、運動への意欲は高く、部活動への加入率も高い。令和3年度開設した「スポーツレクリエーション部」に加入する生徒の数が徐々に増えている。
- * 学校全体としては落ち着いており、総じて明るく素直な生徒であると同時に、学校のきま

りをよく守り、あいさつが出来、様々な活動にも積極的かつ真面目に取り組む生徒が多い。また、問題行動事例、校外での非行事例は大変少ない。

*半面、どの学年においても不登校生徒の数が増加傾向にあり、その対応に苦慮している。不登校の原因として、人間関係をうまく構築できない、本人の内面的な弱さなどに起因していることも考えられるが、多くの場合は様々な要因が複雑にからんでおり、特定することが難しい。

*しかし、どの場合であっても、一人一人へのきめ細やかな対応、指導が重要であると考えている。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

ア 「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全教職員がいじめの特質等について校内研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

イ 集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成する。

ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

エ 学校の教育活動全体を通してすべての生徒が活躍でき、「自分は他者の役に立っている」、「自分は他者に必要とされている」と感じることで、自己肯定感や自己有用感を高める機会を多くつくる。

オ 保護者並びに地域住民と連携を図るとともに、生徒が自主的に行うボランティア活動等を通して、いじめ防止に資する生徒会活動を支援する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめを早期に発見するため、すべての生徒に対する定期的な調査を実施する。

*「心の健康観察アプリ(シャボテンログ)」【通年】

*「いやな思いしていませんか」アンケート【6月と2月 :2回】

*「いじめアンケート」【9月 :1回】

*教育相談週間【6月と11月 :2回】

*期末懇談の有効活用【7月と12月 :2回】

*「悩みやいじめに関するアンケート調査(市教委)」【11月 :1回】

*会議の開催予定日を生徒指導年間計画に位置付けて、月に1回開催する。

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

*特別支援教育コーディネーター、養護教諭の活用

*スクールカウンセラーの活用

*各学年に教育相談係の配置

*保護者からの相談を随時受けることの周知

ウ 「いじめ防止対策委員会」の開催 ※(2)①に記載

いじめの相談や通報があった事案は「いじめ防止対策委員会」を通して情報を共有し、速やかに対応する。

*構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

エ いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

オ 組織での対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関及び専門機関との連携の下で取り組む。

③ ネット上のいじめに対する対策

ア 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してもネット上のいじめ防止についての情報を周知する。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために、保護者及び関係機関等と連携して、直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報(または相談)し、支援を求める。

ウ 「ダブルバインド型いじめ」、「ステメいじめ」など、様々ないじめの手段に対して、教職員それぞれの知識や得た情報等を共有し、未然防止を含めた対策を講じていく。

※ステメとは、アプリLINEのプロフィール欄に掲載されるステータスメッセージ(ひとこと) 最大500文字まで掲載可能 基本画面では先頭の24字まで表示される。

※ダブルバインドは、加害者が複数の相矛盾するメッセージを発することによって、被害者はジレンマに陥ってしまう。例えば、第一のメッセージ:「親しみや愛情表現がなされているだけなのだから、本気で怒りや傷つきは表現するな。」 第二のメッセージ:「実は悪意ある攻撃が混じっているのだから、傷つけ。」とか、第一のメッセージ:「単に自分の気持ちを書いているだけなのだから、被害者は気にするな。」

第二のメッセージ:「被害者のことを悪く言っているのだから、被害者は苦しみ。」

④ 「性的いじめ」

ア 性的いじめは子ども同士であっても「性暴力」であり、被害生徒に深く長い精神的な傷が残る深刻な権利侵害であるという認識を発信し、未然防止に努める。

イ 性的いじめは「打ち明けにくい」という特性を把握し、保護者及び関係機関と連携を取りながら子どものサインを見逃さないようにする。

(2)いじめ防止対策委員会

① いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等の対策を組織的かつ実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【いじめ防止対策委員会】

①毎月1回定期開催する(議事録は別途作成)

②いじめと思われる事案が発生した場合、直ちに開催する

③委員会の内容

ア いじめの内容や事実を共有

イ 指導方針を確認すること

ウ いじめの未然防止に関すること

エ いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

オ いじめ事案に対する対応(情報収集から報告まで)に関すること

カ いじめが心身に及ぼす影響、いじめ問題に関する生徒の理解を深めること

④構成メンバーについて

管理職、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導部教育相談係、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー

・校長の判断で、担任、教務主任、部活動の顧問等を構成メンバーとする

・事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を検討し、校長が任命する

・緊急性の高い場合等、状況に応じて構成メンバーの中から必要な少人数で会議(小委員会)を招集し、上記②の内容等を検討し、対応を開始する。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための措置が必要」と認められるときは、関係する保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる場合も考えられる。

エ いじめの事案に係る情報を、関係する保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、札幌市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態・緊急時の対処について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案
重大事態が発生した事案については、札幌市教育委員会に速やかに報告する。

②札幌市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ重大事態調査委員会」を設置する。

「いじめ重大事態調査委員会」

- ①事実関係を明確にするための調査を実施する
- ②調査結果については、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する
- ③構成メンバーについて
 - *事案内容により、札幌市教育委員会と検討し、校長が任命する
 - *専門的知識や経験を有する者等の第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める

参考 「いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)」

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- ③いじめの防止等の取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に関すること。